

仕様書

日本貿易振興機構
総務部人事課

- 1 就業場所 静岡貿易情報センター
静岡県静岡市清水区日の出町9-25 清水マリビル5階
- 2 部署業務内容 セミナー、貿易相談会、貿易実務講座、商談会の実施。貿易投資相談に係る相談対応。情報発信に係る資料作成。管理的業務。関係機関、企業訪問による相談対応業務
- 3 業務内容 自由化業務
各種事業に係る業務
・文章作成、データ入力作業、プレゼンテーション資料の作成補助
・契約関連データベースへの入力等の経理処理に係る業務補助
・セミナー、商談会に係る参加者リスト作成業務補助
・業務報告ほか管理的業務の資料作成補助
・経理処理補助、経理データ作成、グラフ作成
・顧客管理データへの入力(会社名・担当者名・住所・メールアドレス・サービス概要など)、変更、月次レポート作成業務
・業務、相談業務に係る記録の入力
・メール配信の入力業務補助
・その他付随する業務
- 募集人数: 1 名
出張の有無: 無し
残業: 無し
- 4 派遣契約期間 2015年7月1日 ～ 2016年3月31日
※本契約終了後の契約更新なし
※個別契約書の契約期間は当初最長3ヶ月予定。
当初契約期間終了後の個別契約期間については、別途協議のうえ定める。
- 5 勤務時間 9:00 ～ 17:00
(休憩・休日) 休憩:12:00～13:00 休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日
(勤務曜日) 週3日(月水金を基本とするが、出勤日については応相談。
出勤日が祝祭日の場合は他曜日へ振替えて週3日勤務。
ただし、9月の4週目は週2日勤務、12月の5週目は週1日勤務とする)
- 6 派遣元の要件
 - ①全ての競争参加資格を満たし、かつ本案件の業務遂行能力を有する人材の派遣が可能であること。
そのための十分な登録者数を有すること
 - ②派遣する人材は、自社からの派遣実績があり、信頼に足る人物であること。自社からの派遣実績が無い場合は、当該人材が全ての必須条件を兼ね備え、かつ本案件の業務遂行能力を有することを客観的に証明すること
 - ③契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること
 - ④派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること
 - ⑤トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること
 - ⑥弊機構の指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能なこと(派遣元と派遣職員の面談が月1回程度、面談内容について弊機構への報告は3ヶ月に1回程度、など)
 - ⑦全ての契約手続き、請求手続きに不備のないこと

7 派遣職員の必須要件

(1) 社会人としての基礎を身につけている

- ・職員(派遣職員、非常勤嘱託員を含む)と協調して業務を遂行できる
- ・業務指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができる
- ・機密情報、個人情報の取り扱いを理解し、適切な対応ができる
- ・理由の無い欠勤、遅刻がない
- ・周りに不快感を与えない身だしなみである
- ・本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと

(2) 官公庁・企業等での勤務経験が5年以上あること

(3) データ取扱について迅速・正確性を有すること、また企業情報保護の配慮ができる

(4) データの整理、書類整理について創意工夫を行いつつ丁寧かつ的確に対応できる

(5) Windows7仕様のパソコンを問題なく使用できるスキルを有している

OAスキル:	WORD	新規文書の作成、編集など
	EXCEL	データ入力・編集、表・グラフ作成など
	PowerPoint	プレゼンテーション資料の作成、フロー図の作成など
	Access	既存データベースへのデータ入力、データベースの新たな構築など
	その他	-
英語スキル:	レベル	初級
	使用内容	海外とのメール対応などが稀にある
	使用頻度	少ない

8 職場の環境

① 所長、所員2名、非常勤嘱託員2名

② 所長もしくは所長から指示を受けた所員、非常勤嘱託員から指示を行う。

9 その他の要望

- ・経済・貿易関係の情報の取り扱いが多いことから日商日本語文書処理検定3級、ビジネス実務法務検定3級等の資格を有していることが望ましい
- ・細かい作業が多いので厭わず対応してくださる方
- ・疑問点は自ら積極的に聞き出し、解決できる方

10 その他

① 代替人員の確保

派遣労働者が病気などの理由により業務に従事できない場合は、派遣元が責任を持って代替人員の確保を図ること。ただし、業務の継続性及び効率性を確保する観点から、ジェトロは代替人員の派遣を求めない場合がある。

② 派遣労働者の交代

派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く派遣目的を達し得ない場合、ジェトロは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。

また、派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の30日前までにジェトロに連絡すること。

以 上